

条例第 32 号

宇和島市コミュニティバスの設置及び管理運営等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 26 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市コミュニティバスの設置及び管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市コミュニティバスの設置及び管理運営等に関する条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（利用料） 第10条 （略） 2 （略） 3 利用料は、乗車するときに現金により支払うものとする。ただし、定期乗車券又は回数乗車券により乗車する場合は、当該定期乗車券又は回数乗車券の発行を受けるときに支払うものとする。	（利用料） 第10条 （略） 2 （略） 3 利用料は、乗車するときに_____支払うものとする。ただし、定期乗車券又は回数乗車券により乗車する場合は、当該定期乗車券又は回数乗車券の発行を受けるときに支払うものとする。

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。